

東村農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者(再)募集要領

令和5年9月末で任期満了となりました農地利用最適化推進委員の候補者を再募集します。

農地利用最適化推進委員は、地域や団体からの推薦、応募に基づき農業委員会が委嘱します。

募集内容は以下の通りです。

1 農地利用最適化推進委員の概要

- (1) 委員は、農地利用の最適化推進に熱意と識見をもって、職務を適切に行うことができる者のうちから、農業委員会が委嘱する。
- (2) 定数は、5人。担当する区域は、高江・宮城地区、川田地区、平良地区、慶佐次地区、有銘地区とする。
- (3) 身分及び報酬は、特別職の非常勤職員で、条例の規定に基づき報酬及び費用弁償を支給します。
- (4) 任期は、委嘱の日から令和8年9月30日まで(3年間予定)。

2 主な業務内容

- (1) 農地利用最適化推進委員
 - ① 農業委員会総会へ出席し意見を述べる(必要に応じて)
 - ② 地域計画(人・農地プラン)など、地域農業者の話し合いを推進
 - ③ 農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進
 - ④ 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
 - ⑤ 農地中間管理機構と連携

3 推薦及び募集の資格

委員の候補者として推薦を受ける者及び一般募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村の職員でない者(一般事務)
- (3) 次のいずれかに該当しない者
 - ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得てない者。
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ウ 暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者。

4 推薦及び応募の方法

下記の該当する様式に必要な事項を記入のうえ、役場窓口に提出ください。尚、提出された書類については返却しませんので、ご了承ください。

※被推薦者及び応募者の氏名、年齢、職業は、東村公式ホームページに公表することになりますので、ご了承ください。

(1)提出書類

○農地利用最適化推進委員

- ・一般推薦【農地利用最適化推進委員候補者推薦書(一般推薦書)(様式第1号)】
- ・団体推薦【農地利用最適化推進委員候補者推薦書(団体推薦書)(様式第2号)】
- ・一般募集【農地利用最適化推進委員候補者応募申込書(様式第3号)】

(2)受付期間

令和5年10月6日(金)～令和5年11月2日(木)まで

(3)募集人数

有銘地区:1人

※農地利用最適化推進委員は、担当区域を定めているので区域ごとに募集します。

(4)受付時間

土日を除く、東村役場開庁日の午前8時30分から午後5時まで

(5)提出場所

東村字平良804番地 東村役場

農林水産課内(農業委員会事務局)

TEL : 0980 - 43 - 2208 (担当/新城)

5 選任方法

農地利用最適化推進委員については、農業委員会において書類審査及び選考を行い、農業委員会が委嘱します。

6 個人情報の取り扱い

推薦または応募により取得した個人情報につきましては、保護、管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。